

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年9月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(別添)

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600002号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600058号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年2月21日から昭和28年8月1日まで

私の父がA社に勤務していた期間のうち、昭和27年2月21日から昭和28年8月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。勤務していた事業所に当時の資料を確認してもらったところ、被保険者台帳が見つかり、当該台帳により、請求期間に被保険者資格を取得していたことが確認できたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社の経営管理等を行っているC社から提出された辞令原簿、退職金計算書及び履歴書により、訂正請求記録の対象者は、A社に昭和27年2月21日に臨時雇として入社し、昭和28年5月21日に試採用工員となり、同年8月21日に工員となっていることが確認できる。

また、C社は、A社が当時作成していたとする5冊の被保険者台帳(以下「台帳」という。)を保管しており、当該台帳の一部を提出しているところ、そのうち、2冊の台帳には、訂正請求記録の対象者の資格取得日が昭和27年2月21日と記載されていること、もう1冊の台帳には、資格取得日が昭和54年7月10日と記載されているものの、備考欄に「最初27.2.21」と書き添えられていることが確認できる。

しかしながら、残る2冊の台帳のうち、1冊の台帳には、訂正請求記録の対象者に係る資格取得日がオンライン記録と一致する昭和28年8月1日と記載されており、当該台帳において、

訂正請求記録の対象者が記載されているページで氏名が確認できる同僚 26 人全員の資格取得日は、オンライン記録における資格取得日と同日であることが確認できる上、残る 1 冊の台帳は、資格取得日が昭和 33 年 11 月 1 日と記載されたものであり、5 冊の台帳は同一の事業所において作成されたものでありながら、その資格取得日の記載内容が異なっていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者の資格取得日が昭和 27 年 2 月 21 日と記載された 2 冊の台帳において、訂正請求記録の対象者が記載されているページで氏名が確認できる同僚の資格取得日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日と必ずしも一致していない。

さらに、前記 2 冊の台帳に記載された同僚については、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に、別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日が記載されている者が複数確認できることから、事業主が当該台帳の記載内容に基づき資格取得日を届け出ているとは考え難い。

加えて、請求期間当時における厚生年金保険の加入時期について、複数の同僚は、「試用期間経過後か臨時採用後だった。」「本採用後で、2、3 年後という人もいた。」と回答しているところ、C 社から提出された人事記録により、訂正請求記録の対象者と入社後の経歴が類似していることが確認できる同僚 5 人について、オンライン記録により厚生年金保険被保険者資格の取得状況をみると、A 社における資格取得日は、当該 5 人のうち、1 人が入社日から 1 か月後、残る 4 人が入社日から 1 年ないし 1 年 5 か月後であることが確認できることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記同僚 5 人のうち、2 人は「入社してから厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している上、C 社は、A 社の請求期間に係る賃金台帳等の資料は保存していないと回答しており、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。